

## 第5章 都市基盤・産業振興

### この章の施策の推進方針

#### 「安全・安心なまち」と実感できるように

- ・誰もが安全に安心してまちを歩くことができるように、段差の少ない歩道や自転車通行帯の整備、生活道路などにおける交通安全の確保に努めます。また、地震や集中豪雨などによる被害を軽減するため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備、雨水の排水改善や流出抑制など、災害に強いまちづくりを推進します。さらに、老朽化が進むインフラの安全性を確保するため、道路や橋梁などの長寿命化対策や水道施設の更新に取り組みます。

#### 「子育てがしやすいまち」と実感できるように

- ・子どもと家族が暮らしやすい生活環境づくりのため、子どもたちの交流の場となる公園の整備や遊具の安全対策、学校と連携した通学路の安全対策や、子どもや保護者の目線に立った歩行空間の整備を推進します。また、安心して健康な生活が営めるように、医療や福祉の充実への対応や、地域住民の提案による地区計画<sup>※</sup>や建築協定<sup>※</sup>などまちづくりのルールを活用による良好な住環境<sup>※</sup>の形成に取り組みます。

#### 「つながりのある元気なまち」と実感できるように

- ・高齢者や障害のある人など誰もが外出しやすいように、公共交通空白地区における市内循環バス（コミュニティバス）<sup>※</sup>の運行や路線バスとの連携により公共交通ネットワークの充実に取り組みます。また、鉄道駅周辺や広域幹線道路沿い、大規模跡地では、地域の雇用と活力を支える土地利用<sup>※</sup>の誘導や賑わい空間の創出や、シティ・セールス朝霞ブランド<sup>※</sup>に認定した地域資源を広くPRすることにより、市内外の人々が訪れたいと感じる魅力あるまちづくりを進めます。

#### 「自然・環境に恵まれたまち」と実感できるように

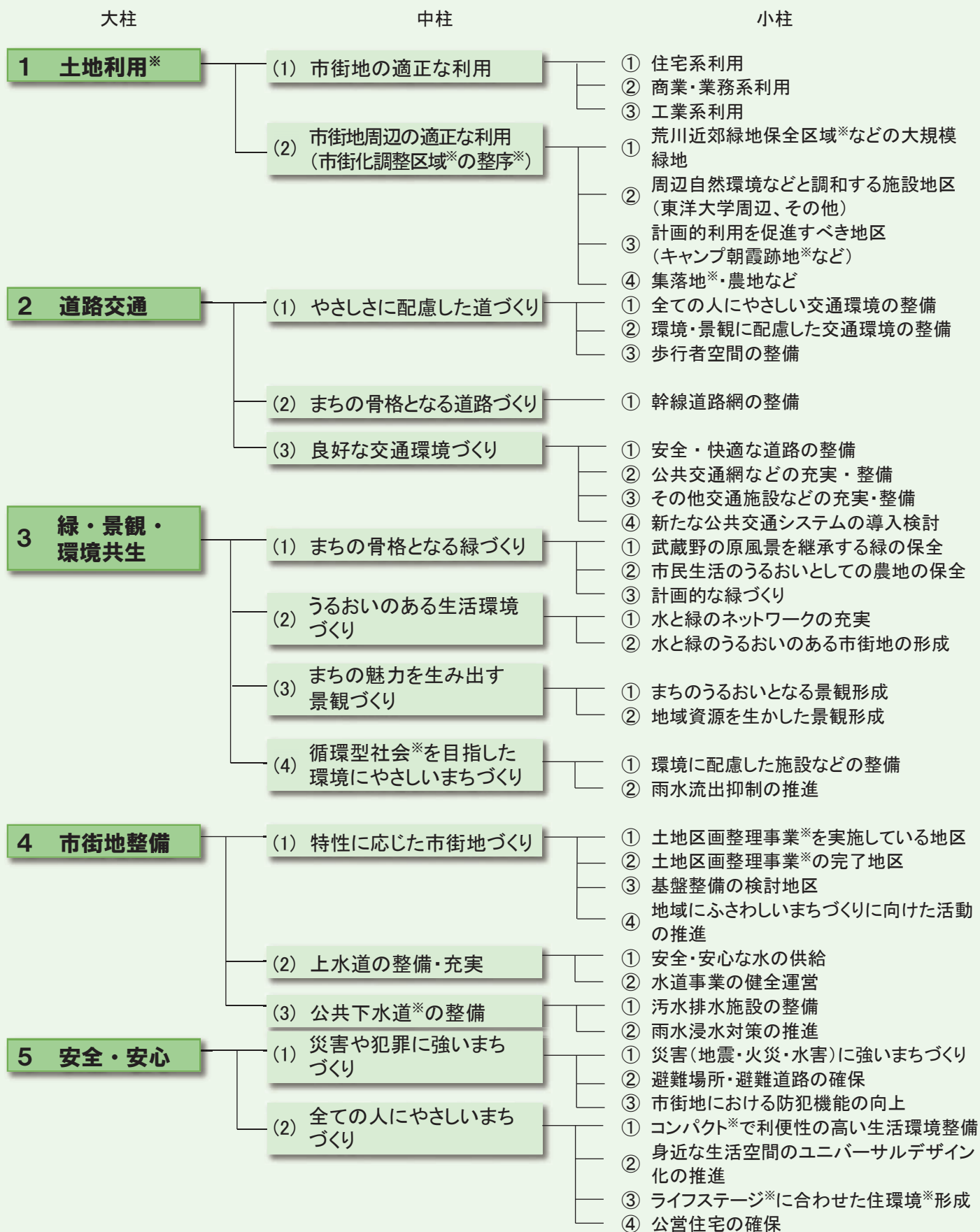
- ・身近な自然にふれあえる場や生物多様性<sup>※</sup>の確保、美しい景観の保全と創出を図るため、黒目川などの河川、斜面林などの緑地、農地など、都市に残された貴重な自然環境の保全に努めます。また、市民と行政の協働<sup>※</sup>により街路樹など公共施設の緑の良好な維持管理、民有地の緑化の促進やクリーンエネルギーの活用に取り組みます。

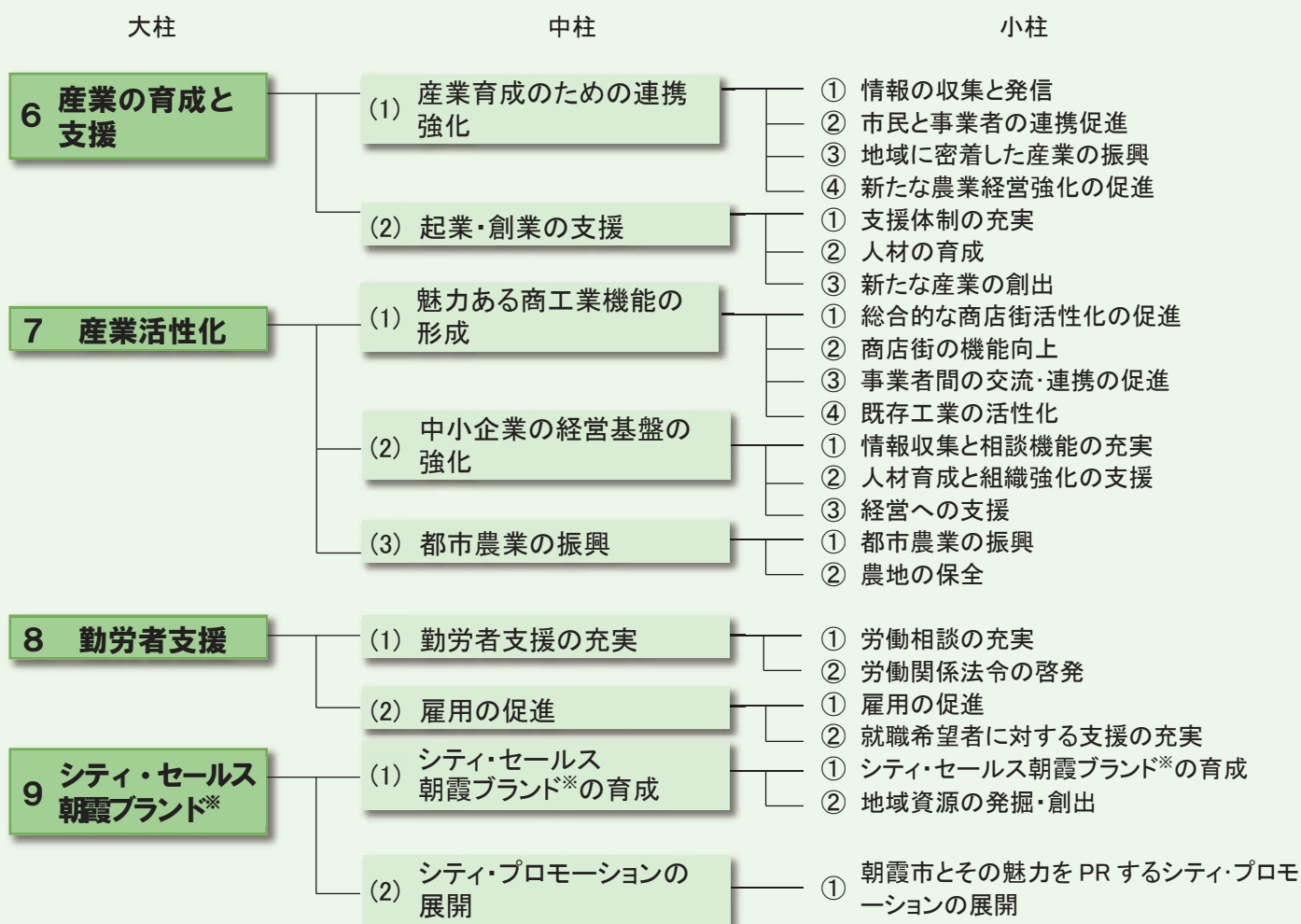


自転車専用レーン



本田美奈子、モニュメント







## 1 土地利用

- (1) 市街地の適正な利用
- (2) 市街地周辺の適正な利用  
(市街化調整区域※の整序※)

### 現状と課題

- 本市は、都心への交通利便性が高く、国道254号バイパス※の整備など道路・交通の広域交通ネットワークを形成しています。駅周辺など拠点となる地区における買い物や交流の場などの機能の充実を図るほか、主要な幹線道路沿道において周辺環境と調和した土地利用※の促進を図ることが必要です。
- 急激な人口減少と少子高齢化※に伴い、地域の拠点となる医療・福祉施設を充実させるために施設の立地場所についての土地利用※の検討が必要であるほか、基地跡地地区の活用や、旧第四小学校などの公共施設及び根岸台3丁目の大規模な工場跡地については、市全体若しくは、周辺地域の活性化に寄与する機能を持った土地利用※の検討が必要です。
- 旧暫定逆線引き地区※の地区計画※による地区施設の整備を進め、安全・安心なまちづくりを推進し、良好な住環境※の地区の形成を進める必要があります。
- 市内の緑地は、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木の指定や首都圏近郊緑地保全法に基づく荒川近郊緑地保全区域※の指定があります。今後も都市環境の保全、景観の維持や防災機能など、緑地の持つ役割をふまえ残存する斜面林、屋敷林などの保全が必要です。

### 目指す姿

まちの限られた土地資源が有効に分配され、公共交通機関の利便性の高い地域を中心に市街地がまとまり、緑地・自然環境と調和した、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を行えるまちを目指します。



国道254号和光富士見バイパス※開通式

## 具体的な施策

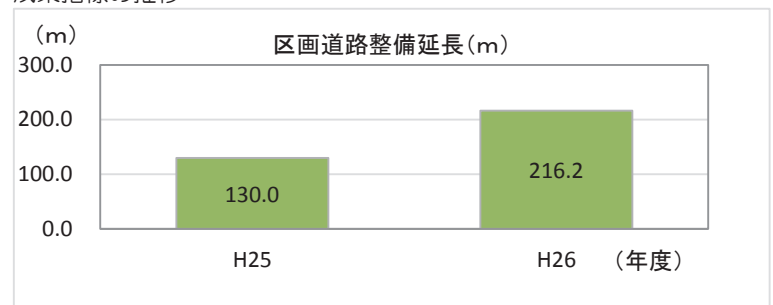
### （１）市街地の適正な利用 主担当課：まちづくり推進課

#### ①住宅系利用

●低層・中高層住宅地<sup>※</sup>や幹線道路沿道地区など、地域にに応じて良好な住環境<sup>※</sup>を維持します。また、旧暫定逆線引き地区<sup>※</sup>については、平成 23（2011）年 1 月に市街化区域<sup>※</sup>に編入され宅地開発が進む一方で、生産緑地<sup>※</sup>地区などの都市農地の保全が図られていることから、都市農地を生かした良好な住環境<sup>※</sup>の形成を促進します。併せて同地区の道路整備については、平成 26（2014）年 4 月に策定した「旧暫定逆線引き地区の区画道路整備計画<sup>※</sup>」に基づき、地区の状況などを踏まえて順次進めていきます。

| 指標                         | 区画道路整備延長（整備延長m）（整備率） |                  |
|----------------------------|----------------------|------------------|
| 旧暫定逆線引き地区※の区画道路の整備済み延長と整備率 |                      |                  |
| 現状値（年度）                    | H32 年度目標値            | H37 年度目標値        |
| 216.2m（6%）<br>（H26 年度）     | 1,845m<br>（51%）      | 3,614m<br>（100%） |

成果指標の推移



注：平成 24 年度以前はデータなし

資料：道路整備課

#### ②商業・業務系利用

●駅周辺では、不足業種の充実や地区計画<sup>※</sup>等による商店街の活性化を図ることで、まちの回遊性<sup>※</sup>の創出を促進します。また、新たに開通した国道 254 号バイパス<sup>※</sup>周辺については、地域の活性化に資する施設の立地を行うことができるように、地区計画<sup>※</sup>制度などを活用した規制・誘導を行います。さらに、その他の商業地では、高齢化の進行に対応し、安心して買い物ができる空間の形成を目指します。

#### ③工業系利用

●工業生産活動の妨げとなる建物用途の混在を防止するとともに、周辺の住環境<sup>※</sup>との調和にも配慮するよう誘導を図ります。

### （２）市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域<sup>※</sup>の整序<sup>※</sup>） 主担当課：まちづくり推進課

#### ①荒川近郊緑地保全区域<sup>※</sup>などの大規模緑地

●荒川河川敷などには荒川近郊緑地保全区域<sup>※</sup>が指定されており、生態系の保全・再生のための重要な区域として引き続き保全を図るとともに、レクリエーション<sup>※</sup>の場としての活用を図ります。

| 指標                          | 市街化調整区域※の適正な利用の促進        |                        |
|-----------------------------|--------------------------|------------------------|
| 目標年度において実施されている具体的な土地利用※の内容 |                          |                        |
| 現状値（年度）                     | H32 年度目標値                | H37 年度目標値              |
| 基地跡地の一部を暫定利用                | 東洋大学周辺の適正な医療及び福祉施設の土地利用※ | 国道254号バイパス※周辺の適正な土地利用※ |

#### ②周辺自然環境などと調和する施設地区（東洋大学周辺、その他）

●黒目川沿いに立地する東洋大学やわくわくどーむなど公共的な施設の利用を維持するとともに、少子高齢化<sup>※</sup>に対応するため、拠点的な病院の立地の推進や福祉施設の整備の促進を図ります。また、国道 254 号バイパス<sup>※</sup>周辺や上内間木における工場などの立地が見られる地区では、既存集落地<sup>※</sup>や残存する農地・自然環境と調和のとれた土地利用<sup>※</sup>の誘導を図ります。

#### ③計画的利用を促進すべき地区（キャンプ朝霞跡地<sup>※</sup>など）

●キャンプ朝霞跡地<sup>※</sup>では国家公務員宿舎整備事業の中止を受け、基地跡地利用計画見直し検討委員会での利用計画の見直し結果に基づき、市民参画を図りながら具体的な議論を進めていきます。

#### ④集落地<sup>※</sup>・農地など

●集落地<sup>※</sup>や農地などが残存している地区においては、道路や排水施設の改善により環境の維持・向上を図ります。

## 2 道路交通

- (1) やさしさに配慮した道づくり
- (2) まちの骨格となる道路づくり
- (3) 良好な交通環境づくり

### 現状と課題

- 道路・橋梁については、重要度は高く満足度が低い取組項目であることから、早急な取組が必要です。都市計画道路については事業認可路線の早期完成を目指すこと、また長期未整備路線については、廃止も含め見直しを進めるなどの検討が必要です。歩行者の安全安心対策では歩道拡幅が求められています。それとともに歩道整備が困難な箇所は路面標示などの安全対策を行うことが課題となっています。今後は、朝霞市道路整備基本計画\*の見直しや平成 26（2014）年 4 月に策定した旧暫定逆線引き地区の区画道路整備計画\*に基づく計画的な道路整備が必要です。
- 橋梁については、順次、落橋防止対策\*に取り組み、平成 26（2014）年度末までに 13 橋中、11 橋の対策が終了しています。また、平成 24（2012）年度に行った点検の結果、早期架け替えが必要となる重大な損傷のある橋梁はありません。今後は、朝霞市橋梁長寿命化計画\*により予防保全的修繕を行い、限られた財源の中で効果的な維持管理を行っていく必要があります。
- 今後も歩行者の安全を第一に考えてゾーン 30\*や道路あんしん緊急アクションプログラム\*など、交通安全対策の取組が必要です。また、近年増加している自転車事故への対応としてマナーアップ啓発などを行ってきました。今後も歩行者や自転車利用者の安全・安心のための対策や啓発活動が必要です。
- 市内循環バス（コミュニティバス）\*については、現在、膝折・溝沼、根岸台、内間木、宮戸線の 4 路線をバス事業者に委託して運行しており、市内循環バス検討委員会での意見を踏まえて、現在、ルート、便数などの見直し作業を進めています。今後は、利用状況、市民要望などを勘案し、ルート、便数、料金などを見直し利便性の向上に努める必要があります。
- 自転車等駐車場については、朝霞台駅・北朝霞駅及び朝霞駅周辺に 10 箇所整備しました。今後、駅前広場周辺に放置される自転車への対応策を進めていく必要があります。

### 目指す姿

道路・橋梁が整備されて適切な維持管理がなされ、子どもから高齢者までの誰もが安全に快適に道路を利用できるまちを目指します。

市内のバス路線を多くの市民が快適に利用できるまちを目指します。

自転車駐車場の利用が進み、放置自転車のないまちを目指します。

具体的な施策

(1) やさしさに配慮した道づくり 主担当課：道路整備課

① 全ての人にやさしい交通環境の整備

- 公共交通機関を利用する際の移動の利便性及び安全性に配慮した駅舎や公共交通車両などの施設整備を促進します。
- 歩道整備や交差点改良、道路改良を推進するとともに、ハンブ※設置などの道路構造の変更や無電柱化、自転車道などについて検討していきます。
- 橋梁については、道路メンテナンスの義務化に伴い5年に1度の橋梁点検を実施し、適切な維持管理に努めます。

② 環境・景観に配慮した交通環境の整備

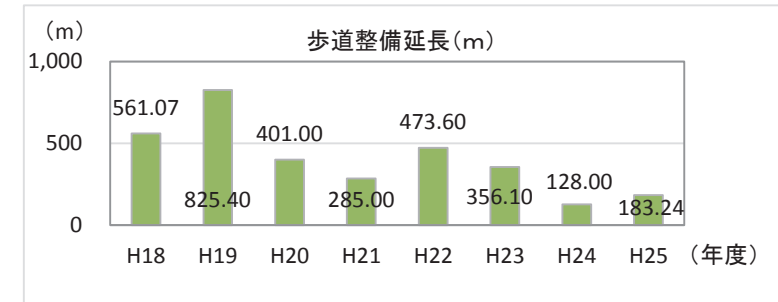
- 道路及び沿道環境の整備に当たっては、地域の特性に応じて沿道空間と一体となった歩道、街路樹、ポケットパーク※などの整備、維持管理に努めます。

③ 歩行者空間の整備

- 高齢者や障害のある人など誰もが安心して移動できるような道路交通環境の整備を目指し、拡幅予定路線の歩道整備に積極的に取り組みます。

| 指標                  | 歩道整備延長（累計） |           |
|---------------------|------------|-----------|
| 歩道整備延長（累計）          |            |           |
| 現状値（年度）             | H32 年度目標値  | H37 年度目標値 |
| 76,191m<br>(H26 年度) | 77,190m    | 78,250m   |

成果指標の推移



資料：道路整備課

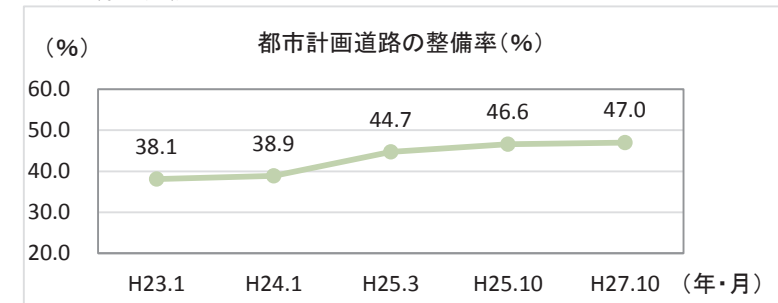
(2) まちの骨格となる道路づくり 主担当課：まちづくり推進課

① 幹線道路網の整備

- 都市計画道路や市内幹線道路については、歩行者の安全性を確保するため、歩車道の分離など整備に努めます。
- 長期末整備都市計画道路は、社会情勢の変化や制度改正等を踏まえ、都市計画道路の必要性や構造の適正さについて検証を行い、廃止を含めて見直しの検討を行います。

| 指標                                         | 都市計画道路の整備率 |           |
|--------------------------------------------|------------|-----------|
| 都市計画道路の整備率＝<br>都市計画道路整備済み延長／都市計画決定されている総延長 |            |           |
| 現状値（年度）                                    | H32 年度目標値  | H37 年度目標値 |
| 47.0%<br>(H27 年度)                          | 57%        | 63%       |

成果指標の推移



資料：まちづくり推進課



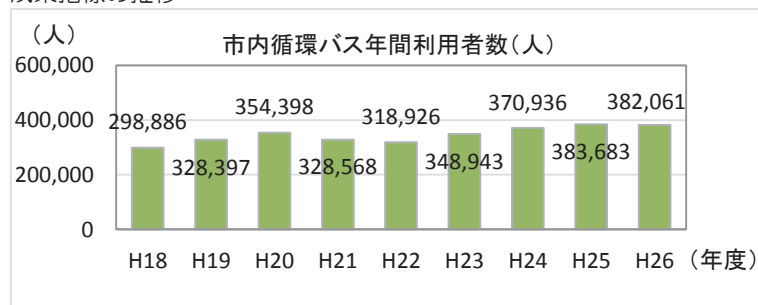
### (3) 良好な交通環境づくり 主担当課：まちづくり推進課

#### ①安全・快適な道路の整備

- 地域の特性に応じた交通安全施設の整備や歩道整備に努めます。
- 地域住民の意向を踏まえた私道の整備助成を行います。
- 快適な道路環境づくりを進めるため、市民と行政が協働※して道路美化に取り組み、意識の向上を図ります。
- 身近な生活道路は、交通安全施設の整備を充実させるとともに、自動車の交通量や速度の抑制などの交通規制の推進に努め、一方通行などの具体的な方策検討に当たっては、地域住民などの意向を踏まえて進めていきます。

| 指標                             | 市内循環バス（コミュニティバス）※年間利用者数 |           |
|--------------------------------|-------------------------|-----------|
| 市内循環バス（コミュニティバス）※を1年間に利用した延べ人数 |                         |           |
| 現状値（年度）                        | H32 年度目標値               | H37 年度目標値 |
| 382,061 人<br>(H26 年度)          | 415,000 人               | 440,000 人 |

成果指標の推移



資料：まちづくり推進課

#### ②公共交通網などの充実・整備

- 駅施設の充実、路線バスの運行維持や路線拡充など、公共交通機関の利便性の向上や安全性の確保を図るため関係機関に要望します。
- 市内循環バス（コミュニティバス）※を引き続き運行し、利用状況、市民の要望などを踏まえ、路線などの見直しを行います。
- 関係機関と協力し、駅施設のバリアフリー化※やノンステップバスの導入を促進します。

#### ③その他交通施設などの充実・整備

- 駅周辺の交通結節機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗場・周辺道路）を総合的に充実させるとともに、ユニバーサルデザイン（誰もが快適に利用できるデザイン）化を図ります。
- 駅周辺の歩行空間などを活用し、市民が利用しやすい自転車の駐輪場の整備に努めます。

#### ④新たな公共交通システムの導入検討

- 環境負荷の低減、二酸化炭素の排出量の削減などを目指し、自転車や公共交通機関利用への転換を促進します。



市内循環バス



朝霞駅南口駅前広場

### 3 緑・景観・環境共生

- (1) まちの骨格となる緑づくり
- (2) うるおいのある生活環境づくり
- (3) まちの魅力を生み出す景観づくり
- (4) 循環型社会\*を目指した環境にやさしいまちづくり

#### 現状と課題

- みどりの基本計画に基づき、地域の拠点となる公園や身近な公園などの整備を進めながら、適切な維持管理を行い、施設の長寿命化に努めています。さらに安全と安心を優先しつつ、市民参加による公園の整備や管理を進める必要があります。
- 特別緑地保全地区\*制度を活用して斜面林の公有地化を推進し、市民とともに管理を進めてきました。また、緑化推進条例に基づく保護地区、保護樹木制度及び生け垣設置補助制度などを活用して生物多様性\*にも配慮した緑地の保全と緑化を推進しています。今後、緑のネットワークや拠点づくりのため、公共施設や道路などを含めた緑化推進を市民参加で図る必要があります。
- 水質調査結果が数年来、基準値内で推移しています。また、朝霞調節池、朝霞水門により水害対策も進んでいます。上流の排水機場の充実や河川周辺環境の整備が課題であるため、国、県への要望を継続していく必要があります。黒目川については、市民と行政が協働\*して取り組む「黒目川まるごと再生プロジェクト\*」事業で遊歩道整備、周辺環境に調和した植樹などを推進していきます。今後、維持管理についても市民との協働\*で進めていくことが求められています。また、市内の中心を流れる黒目川は、貴重な自然環境であるとともに市民の憩いと交流の拠点であることから、その景観がシティ・セールス朝霞ブランド\*に認定されています。今後、この優れた景観を積極的に内外に周知し、市のセールスポイントとして確立していく必要があります。
- 黒目川から眺望できる斜面林などの貴重な緑地保全や住宅地の緑化の推進、「にぎわい」景観の創出に向けた取組の必要があります。
- 屋外広告物の表示などについては、埼玉県屋外広告物条例の運用によって適切に規制・誘導を図ることを基本としています。無秩序な広告物の掲出は、まちなみを混乱させるなど、景観を阻害する要因となりやすいため、景観に配慮した表示・掲出の必要があります。
- 健全な水環境の維持や再構築のため道路の透水性舗装や公共施設・宅地等への浸透施設の設置、地下水の涵養を図るための施設の普及などの推進に取り組む必要があります。

#### 目指す姿

子どもから高齢者までの幅広い世代が、都市における公園や緑のオープンスペース\*で自然とふれあい、レクリエーション\*活動、健康運動、文化活動などの活動を行えるまちを目指します。また、市民や地域主体で公園整備や管理が行われ、地域に密着した、市民に愛される公園のあるまちを目指します。

市内の河川で多様な生物を見ることができ、多くの市民が水辺に親しむことができるまちを目指します。朝霞らしい魅力ある景観をみんなでつくり、守ることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指します。

全ての人や生き物にやさしく、環境面への配慮が行き届いたまちを目指します。

関連する個別計画： 都市計画マスタープラン（平成 18 年度～平成 37 年度）  
みどりの基本計画（平成 12 年度～平成 37 年度）  
景観計画（平成 28 年度～）

## 具体的な施策

### （１）まちの骨格となる緑づくり 主担当課：みどり公園課

#### ①武蔵野の原風景を継承する緑の保全

- 武蔵野台地の崖線に残存する斜面林などを保護地区・保護樹木の指定やみどりのまちづくり基金の活用により緑地の保全及び緑化の推進に努めます。

#### ②市民生活のうるおいとしての農地の保全

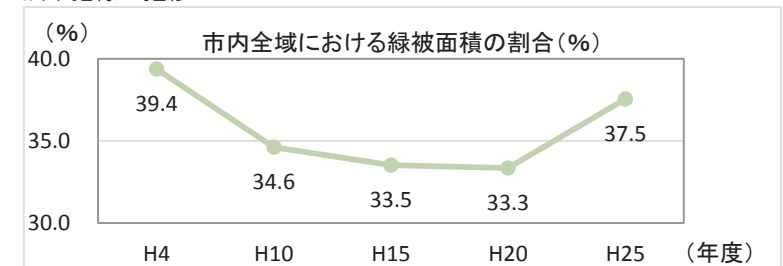
- 市街化区域※内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地は、生産緑地※地区として保全に努めます。

#### ③計画的な緑づくり

- 人口や土地利用※の将来見通しを勘案し、位置や規模、目的に応じて街区公園などを計画・配置し、整備を推進します。

| 指標                             | 市内全域における緑被面積※の割合 |
|--------------------------------|------------------|
| 5年ごとに調査する緑被面積※により市内全域の緑被面積※の割合 |                  |
| 現状値（年度）                        | H37 年度目標値        |
| 37.5%（H25 年度）                  | 37%              |

成果指標の推移



注：平成 25 年度調査結果につきましては、緑被率の抽出制度の向上により、過年度では困難であった小規模の緑被地も多数抽出できたため増加しています。

資料：みどり公園課

### （２）うるおいのある生活環境づくり 主担当課：みどり公園課

#### ①水と緑のネットワークの充実

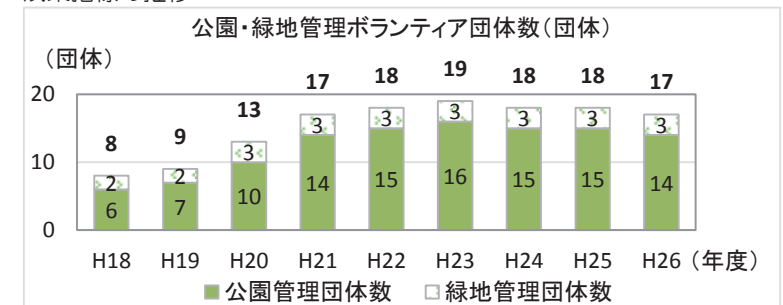
- 市民に親しまれている黒目川について、遊歩道整備、周辺環境に調和した植樹などを市民と行政が一体となって推進します。

#### ② 水と緑のうるおいのある市街地の形成

- 公共施設における敷地内緑化及び、開発事業による緑化の推進に努めるとともに、湧水の保全・活用を図ります。

| 指標                    | 公園・緑地管理ボランティア団体数 |           |
|-----------------------|------------------|-----------|
| 公園や緑地を管理する市民ボランティア団体数 |                  |           |
| 現状値（年度）               | H32 年度目標値        | H37 年度目標値 |
| 17 団体（H26 年度）         | 19 団体            | 21 団体     |

成果指標の推移



資料：みどり公園課



### (3) まちの魅力を生み出す景観づくり 主担当課：まちづくり推進課

#### ①まちのうるおいとなる景観形成

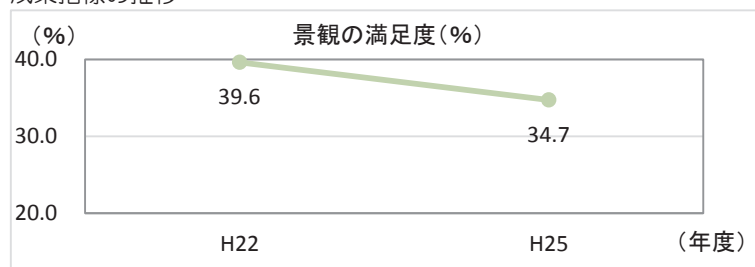
- 駅周辺は、本市の玄関口にふさわしい景観形成を図るとともに、国道・県道、都市計画道路など主な幹線道路については、沿道の建築物のまちなみ形成や緑化など本市のシンボルにふさわしい魅力づくりに努めます。

#### ②地域資源を生かした景観形成

- 平成 28（2016）年 4 月から施行する「朝霞市景観計画」に基づき、届出制度の活用による周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりの誘導や、地区の特性を活かした協働\*による景観づくりを推進します。
- シティ・セールス朝霞ブランド\*に認定された黒目川の優れた景観を黒目川緑地帯として保全するほか、分かりやすく周知するために黒目川周辺の観光ガイドブックの発行に取り組みます。

| 指標                                        | 景観の満足度    |           |
|-------------------------------------------|-----------|-----------|
| 市民意識調査の結果報告書の景観の満足度（満足している、まあ満足しているの合計割合） |           |           |
| 現状値（年度）                                   | H32 年度目標値 | H37 年度目標値 |
| 34.7%（H25 年度）                             | 40.0%     | 50.0%     |

成果指標の推移



注：平成 18～20、23、24 年度はデータなし  
資料：まちづくり推進課

### (4) 循環型社会\*を目指した環境にやさしいまちづくり 主担当課：まちづくり推進課

#### ①環境に配慮した施設などの整備

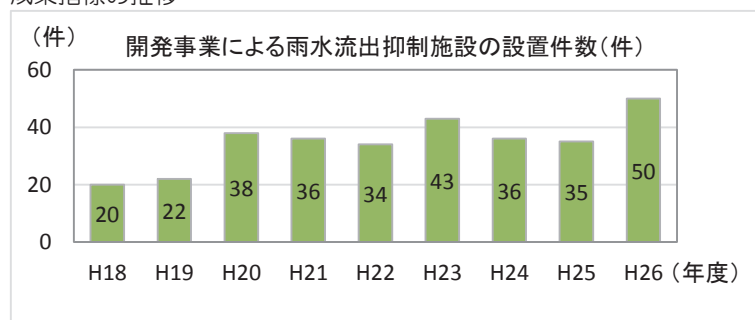
- 環境共生住宅\*や省エネルギー住宅\*などの整備の検討、循環型社会\*の構築の検討を図ります。

#### ②雨水流出抑制の推進

- 500平方メートルを超える開発事業について、雨水の浸透又は貯留施設の設置を指導し、また、住宅の新築や建て替えにおいても浸透ますの設置をお願いするなど、雨水の流出抑制に努めます。

| 指標                      | 雨水流出抑制施設設置割合 |          |
|-------------------------|--------------|----------|
| 開発事業件数に対する雨水流出抑制施設の設置割合 |              |          |
| 現状値（年度）                 | H32年度目標値     | H37年度目標値 |
| 100%（H26 年度）            | 100%         | 100%     |

成果指標の推移



資料：下水道課



黒目川



公園通り

## 4 市街地整備

- (1) 特性に応じた市街地づくり
- (2) 上水道の整備・充実
- (3) 公共下水道※の整備

### 現状と課題

- 密集した市街地における地震に対処できる防災機能の向上のため、狭あい道路※の拡幅やオープンスペース※の確保が必要です。
- 今まで以上に周辺住宅地との調和などを促進し、良好な近隣関係や住環境※の保持・向上を図る場合は、地区計画※や建築協定※などの地域住民や民間が主体で取り組むまちづくりが必要です。
- 朝霞駅周辺の不燃化※を促進するため、防火、準防火地域※の指定拡大が必要です。
- 上水道は、人口の増加や生活水準の向上に合わせ、浄水場や配水管などの拡張・整備を実施してきましたが、現在、それらの施設の老朽化に伴う大量更新の時代が到来しています。しかしながら、水道料金収入の基となる給水量は、横ばいから微減傾向に移行していることから、今後、更新する施設については、需要と供給のバランスから施設規模の適正化を図る必要があります。
- 公共下水道※については、新たに市街化区域※に編入された旧暫定逆線引き地区※の整備が完了していません。生活環境の改善と公共用水域※の環境保全に向け、引き続き整備を進めるほか、整備済みの地域では公共下水道※への未接続世帯の解消を図る必要があります。
- 近年、下水道の排水能力を上回る局所的な豪雨が多発し浸水被害が発生しています。浸水被害を軽減するため、引き続き浸水対策を進めていく必要があります。
- 下水道施設の老朽化が進んでいます。都市の基本的な社会基盤である下水道施設の機能停止等を未然に防止するため、改築や長寿命化等の維持管理について方針を定め、計画的に取り組んでいく必要があります。
- マンションの老朽化や居住者の高齢化が急速に進行していることから、マンションの管理の適正化への取組が必要です。
- 家族で買物を楽しめる場所が市内には少ないと感じ市外で買物をする市民が多く、また駅周辺等で商店が減少していることから、地域の活力を支える「おしゃれでにぎわいのあるまちづくり」が必要です。
- 現在の北朝霞地区地区計画※の見直しなどによる更なる賑わいの創出が必要です。

### 目指す姿

適正な宅地利用がなされ、防災、健康、衛生環境面などに配慮した、バランスのとれた住環境※のあるまちを目指します。

水道事業の経営が安定し、適正な水道料金で安全・安心な水道水が安定的に供給されるまちを目指します。

雨水、汚水が適切に処理され、快適で安全・安心な生活環境が維持されるとともに、河川などの公共用水域※の環境が保全されているまちを目指します。

関連する個別計画： 都市計画マスタープラン（平成 18 年度～平成 37 年度）  
水道事業基本計画※（平成 24 年度～平成 33 年度）  
水道事業耐震化※計画（平成 24 年度～平成 43 年度）

具体的な施策

（１）特性に応じた市街地づくり 主担当課：まちづくり推進課

①土地区画整理事業※を実施している地区

- 現在実施している土地区画整理事業※については、道路や公園などの都市基盤※が整備された良好な市街地の形成を目指し、引き続き当該事業を推進します。【根岸台五丁目土地区画整理事業※】

②土地区画整理事業※の完了地区

- 土地区画整理事業※の実施により、道路や公園などの都市基盤※の整備が行われた地区については、良好な居住環境※を維持・整理します。【広沢土地区画整理事業※・向山土地区画整理事業※・北朝霞土地区画整理事業※・本町一丁目土地区画整理事業※・越戸土地区画整理事業※】

③基盤整備の検討地区

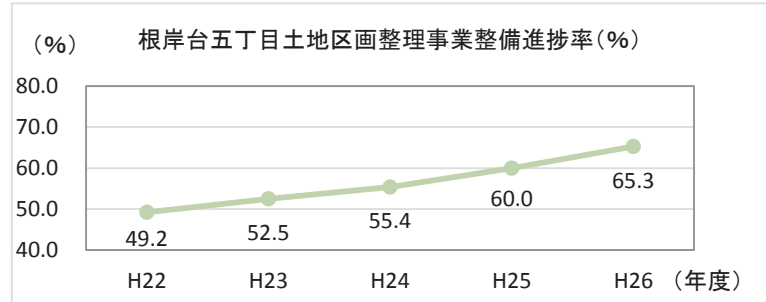
- 狭あい道路※が多く、住宅などが密集する地区について、防災機能の向上を推進するとともに、道路や公園などのオープンスペース※の確保を図り住環境※の改善、向上に努めます。

④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進

- 良好な住環境※を形成するため、住民が主体的にまちづくりのルールを決めることができる地区計画※や建築協定※などの制度の周知・啓発に努めます。
- マンションの抱えている課題を整理し、適正な管理の推進を図るため実態把握に努めます。
- 民間と連携した商業地のにぎわい創出や良好な市街地の形成に努めます。

| 指標                      | 根岸台五丁目土地区画整理事業※整備進捗率 |           |
|-------------------------|----------------------|-----------|
| 同区画整理事業における事業費ベースの整備進捗率 |                      |           |
| 現状値（年度）                 | H32 年度目標値            | H37 年度目標値 |
| 65.3%<br>(H26 年度)       | 100%                 | —         |

成果指標の推移



注：平成 21 年度以前はデータなし

資料：まちづくり推進課



## （２）上水道の整備・充実 主担当課：水道施設課・水道経営課

### ①安全・安心な水の供給

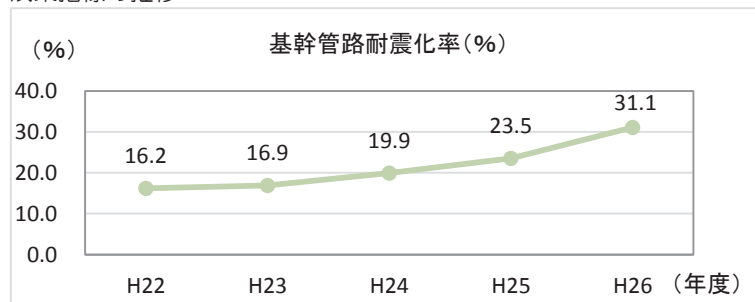
- 水道施設の耐震化※や老朽施設の更新を推進し、安全・安心な水の安定供給に努めます。

### ②水道事業の健全運営

- 給水量の減少傾向が引き続き見込まれることから、浄水場など施設規模の適正化を図り、将来の更新費や維持管理費を縮減し、水道事業の健全な運営に努めます。

| 指標                | 基幹管路※耐震化※率             |           |
|-------------------|------------------------|-----------|
|                   | 市内給水の幹線となる重要管路の耐震化※の割合 |           |
| 現状値（年度）           | H32 年度目標値              | H37 年度目標値 |
| 31.1%<br>(H26 年度) | 60%                    | 79%       |

成果指標の推移



注：平成 21 年度以前はデータなし

資料：水道施設課

## （３）公共下水道※の整備 主担当課：下水道課

### ①汚水排水施設の整備

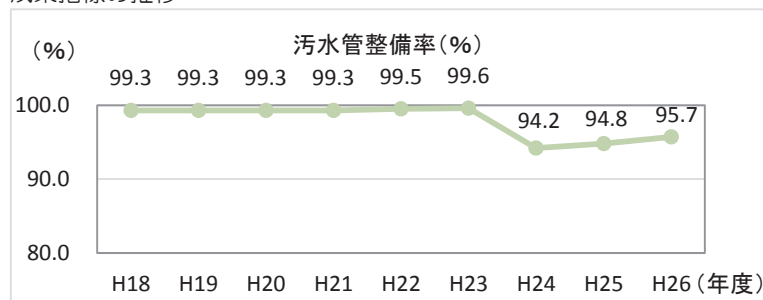
- 旧暫定逆線引き地区※の汚水管整備を進めます。
- 汚水管、仲町中継ポンプ場などの下水道施設の適切な維持管理に努めます。

### ②雨水浸水対策の推進

- 雨水幹線の整備、雨水流出抑制の推進に努めます。
- 雨水管、排水機場などの下水道施設の適切な維持管理に努めます。

| 指標                | 汚水管整備率                |           |
|-------------------|-----------------------|-----------|
|                   | 事業認可区域面積に対する、整備済面積の割合 |           |
| 現状値（年度）           | H32 年度目標値             | H37 年度目標値 |
| 95.7%<br>(H26 年度) | 96.1%                 | 97.0%     |

成果指標の推移



資料：下水道課



水道庁舎

## 5 安全・安心

- (1) 災害や犯罪に強いまちづくり
- (2) 全ての人にやさしいまちづくり

### 現状と課題

- 密集した市街地の防災性の向上（建築物の耐震化※・不燃化※促進、道路の拡幅など）が必要です。
- 市民が安全な生活をおくれるように、日常的な防災体制の整備に努めるとともに、防犯の観点からも、道路をはじめ主要な公共施設などにおける夜間の安全性の向上や、公園など安全な公共空間への配慮が必要です。
- 市街地における集中豪雨に対処できる防災機能の向上のため、雨水排水施設の計画的な整備が必要です。
- 鉄道駅周辺の比較的建築密度の高い市街地や主要幹線道路の沿道地域においては、防火、準防火地域※の指定を検討し、建築物の不燃化※を推進することが必要です。
- 大規模地震などによる被害を最小限にとどめるため、浄水場や配水管などの耐震化※を図り、極めて重要な水道水（飲料水）の安定供給を確保することが必要です。
- 道路、公園や多くの人が利用する建築物などのユニバーサルデザイン化を図り、高齢者や障害のある人など全ての利用者に配慮された施設利用の円滑化が必要です。
- 都市化の進展による土地利用※の変化に伴い雨水の浸透機能が低下し、集中豪雨時に浸水被害が頻発するなど、水循環の変化による問題が生じています。浸水被害の軽減や地下水の涵養を図るため雨水の流出を抑制する必要があります。
- 駅から離れた地域ほど高齢化率が高く、10年後には急速に高齢化が進行する推計であるため、バリアフリー化※や移動支援の取り組みを充実して、お年寄りや障害のある人など誰もが「外出しやすいまちづくり」が必要です。

### 目指す姿

地域における防災対策が進み、地震・火災など災害の被害を最小限に抑えられるまちを目指します。また、防犯環境づくりが進み、犯罪が起きにくいまちを目指します。  
全ての人にやさしく、配慮が行き届いたまちを目指します。

## 具体的な施策

### （１）災害や犯罪に強いまちづくり 主担当課：まちづくり推進課

#### ①災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり

- 密集した市街地の防災性の向上、商業・業務系の用途地域※における不燃化※の促進、集中豪雨などに対処できる雨水処理機能を高めます。水道施設の耐震化※や老朽施設の更新を進めるとともに、応急給水所の整備・充実を図ります。災害に強いまちづくりを進めるため、住宅の耐震化※を進めます。

#### ②避難場所・避難道路の確保

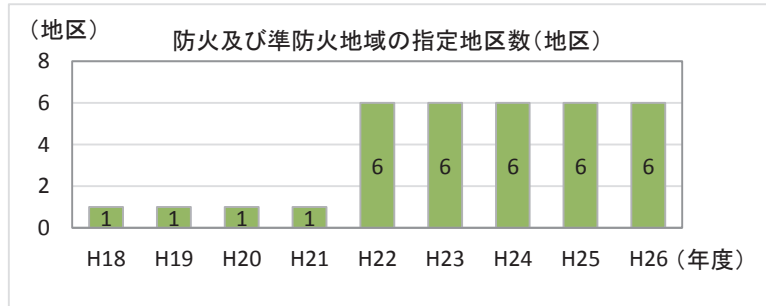
- 避難地など多様な機能を持つオープンスペース※の整備を行うとともに、避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備を行います。

#### ③市街地における防犯機能の向上

- 犯罪の起きる環境（状況）に着目し、道路・公園等の公共空間における夜間照明の確保・充実などにより犯罪の誘発要因を取り除き、安全・安心な環境づくりを進めます。道路や公園等の整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物との配置の関係を考慮し、防犯の視点を計画段階から取り入れた整備を進めます。

| 指標                                                      | 防火、準防火地域※の指定地区数 |           |
|---------------------------------------------------------|-----------------|-----------|
| 現在は、北朝霞地区地区計画※他5地区に指定しているが、今後、朝霞駅周辺や新たな区画整理などにも指定をしていく。 |                 |           |
| 現状値（年度）                                                 | H32 年度目標値       | H37 年度目標値 |
| 6地区（H26 年度）                                             | 7 地区            | 9 地区      |

成果指標の推移



資料：まちづくり推進課

### （２）全ての人にやさしいまちづくり 主担当課：まちづくり推進課

#### ①コンパクト※で利便性の高い生活環境整備

- 高齢者や障害のある人など誰もが便利に暮らしやすい都市機能の集約と、地域の拠点にアクセスしやすい広域交通ネットワークの形成を図ります。

| 指標                                                                | 「障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備」の不満度 |           |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------|
| 第 4 次朝霞市障害者プラン・第 3 期朝霞市障害福祉計画の策定時に、<br>障害福祉課で実施したアンケート結果による不満度の割合 |                               |           |
| 現状値（年度）                                                           | H32 年度目標値                     | H37 年度目標値 |
| 25.6%（H23 年度）                                                     | 20%                           | 17%       |

#### ②身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進

- 全ての人々が円滑に移動できるような公共交通機関・施設の整備など、高齢者や障害のある人など全ての利用者に配慮された施設利用の円滑化を図ります。

#### ③ライフステージ※に合わせた住環境※形成

- 高齢者などの居住を確保するため、優良な賃貸住宅の整備や円滑な入居に向けた環境の整備を図ります。

#### ④公営住宅の確保

- 高齢者や低所得者などに市が借り上げた公営住宅の提供を行うとともに、適切な維持管理に努めます。



## 6 産業の育成と支援

(1) 産業育成のための連携強化

(2) 起業・創業の支援

### 現状と課題

- 起業に関する相談・セミナーをより一層利用しやすい環境づくりが求められています。
- 消費者である市民と店主との交流をどのように図っていくのか検討する必要があります。
- 市の支援を受けて市内で起業した方々に対する継続的な支援の在り方について検討する必要があります。
- 地域課題の解決に取り組む「コミュニティ・ビジネス※」など、市民の経験や能力を活用した起業の支援について検討する必要があります。
- 産・学・官の連携と異業種交流の体制づくりの支援について検討する必要があります。
- 農業経営基盤強化の促進のため、新たな農業経営者の確保と育成について検討する必要があります。

### 目指す姿

事業者が起業・創業に関する様々な支援を受けられるまちを目指します。

また、市民と事業者及び事業者同士の交流が活発に行われ、市の特性を活かした産業が育つまちを目指します。



産業文化センター

## 具体的な施策

### (1) 産業育成のための連携強化 主担当課：産業振興課

#### ①情報の収集と発信

- 商工会や金融機関などと連携し、市内の産業の育成につながる情報を収集するとともに、産業文化センターを拠点として「あさか産業フェア」などの機会を通じて発信します。

#### ②市民と事業者の連携促進

- 産業文化センター自主事業である「あさか産業フェア」や商工会、商店会が実施する地域活性化イベントなどの開催を支援し、市民と事業者との連携、交流を促進します。

#### ③地域に密着した産業の振興

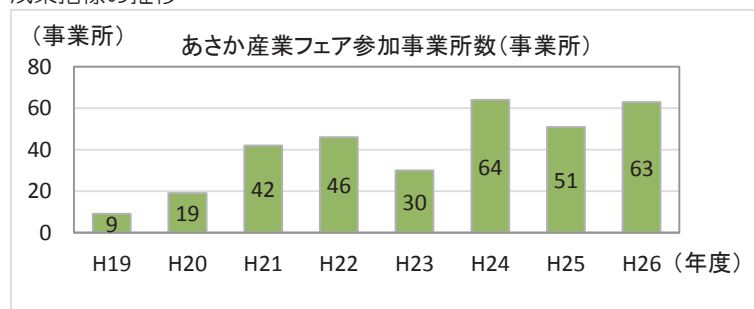
- 商工会を始めとした関係経済団体や金融機関などと連携し、NPO\*などの新たな形態の事業や地域課題の解決に取り組むコミュニティ・ビジネス\*など、地域に密着した産業の振興を支援します。

#### ④新たな農業経営強化の促進

- 新たに農業経営を営もうとする青年などの確保に向け、埼玉県農林振興センター、農業協同組合などとの連携を強化します。

| 指標                 | あさか産業フェア参加事業所数                                 |           |
|--------------------|------------------------------------------------|-----------|
|                    | 市民と事業者との交流の場である「あさか産業フェア」（産業文化センター自主事業）の参加事業所数 |           |
| 現状値（年度）            | H32 年度目標値                                      | H37 年度目標値 |
| 63 事業所<br>(H26 年度) | 69 事業所                                         | 74 事業所    |

成果指標の推移



注：平成 18 年度はデータなし

資料：産業振興課

### (2) 起業・創業の支援 主担当課：産業振興課

#### ①支援体制の充実

- 中小企業診断士による起業家育成相談や起業家育成支援セミナーの開催のほか、国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、市や商工会、金融機関などの関係機関が連携し、継続的に支援します。

#### ②人材の育成

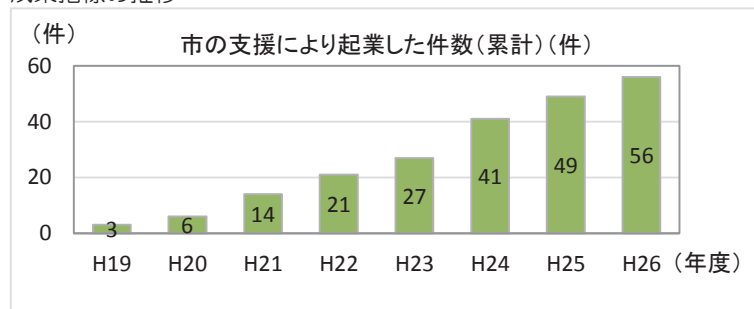
- 中小企業診断士による起業家育成相談や起業家育成支援セミナーの開催のほか、市や商工会、金融機関などの関係機関が連携し、起業を目指す方や起業後間もない方を育成、支援します。

#### ③新たな産業の創出

- NPO\*などの新たな形態の事業や地域課題の解決に取り組むコミュニティ・ビジネス\*など、市民の経験や能力を生かした新たな産業の創出を支援します。

| 指標               | 市の支援により起業した件数（累計）                           |           |
|------------------|---------------------------------------------|-----------|
|                  | 起業前に起業家育成相談及び起業家育成セミナーに参加し、その後実際に起業した件数（累計） |           |
| 現状値（年度）          | H32 年度目標値                                   | H37 年度目標値 |
| 56 件<br>(H26 年度) | 177 件                                       | 277 件     |

成果指標の推移



注：平成 18 年度はデータなし

資料：産業振興課

## 7 産業活性化

- (1) 魅力ある商工業機能の形成
- (2) 中小企業の経営基盤の強化
- (3) 都市農業の振興

### 現状と課題

- 魅力ある商業機能の形成に向け、商業・工業・農業を含めた産業振興分野の基本構想の構築などの総合的な施策の検討が必要です。
- 「地域コミュニティの核」である商店街の賑わいを維持するため、店主の高齢化や後継者不足に伴い発生する空き店舗の活用策を研究することが必要です。
- 少子高齢化※や人口減少に伴う地域課題の解決に取り組む「コミュニティ・ビジネス※」の支援や情報発信の支援について検討が必要です。
- 農業従事者の高齢化が進む中、担い手不足は深刻化しており、また、農産物の価格低迷や肥料・資材・燃料の高騰が農業経営を圧迫していることから、農業経営の安定・生産性の向上及び地産地消※の確立について検討が必要です。
- 農地を取り巻く環境は、担い手不足、相続税などの税負担、周辺の都市化などにより、農地が減少していることから、多面的機能を生かした農地の保全について検討が必要です。

### 目指す姿

商業・工業・農業を含めた市内の事業者が様々な経営支援サービスを受けられるとともに、経営が安定し、市内の産業が活性化しているまちを目指します。



朝霞市農業祭

具体的な施策

（１）魅力ある商工業機能の形成 主担当課：産業振興課

①総合的な商店街活性化の促進

- 商店街を地域コミュニティの核として位置付け、商店街の賑わいを創出、維持していくために、各商店の経営状況や空き店舗の実態の把握に努めるほか、商工会や金融機関などと連携し、後継者の育成や経営アイデアの情報提供などを実施し、商店街の活性化の促進を支援します。

②商店街の機能向上

- 商店街を地域コミュニティの核として位置付け、商店街の賑わいを創出、維持していくために、商店会が実施する施設整備事業や活性化事業を支援します。

③事業者間の交流・連携の促進

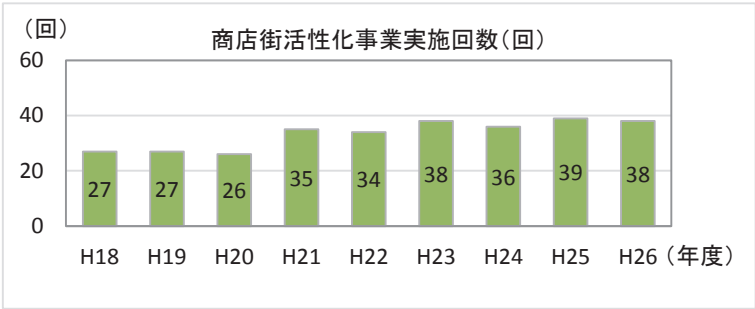
- 地域経済の活性化や市内産業の振興のため、産業文化センターを拠点として、商工会や金融機関などと連携し、「あさか産業フェア」などの開催を通じて、事業者同士の交流や連携の促進を支援します。

④既存工業の活性化

- 市内の工業経営を支援するため、中小企業融資制度の利用促進のほか、市や商工会、金融機関などが連携した経営支援サービスの実施を検討します。

| 指標                       | 商店街活性化事業実施回数 |           |
|--------------------------|--------------|-----------|
| 商店街活性化推進事業補助金交付対象事業の実施回数 |              |           |
| 現状値（年度）                  | H32 年度目標値    | H37 年度目標値 |
| 38 回<br>（H26 年度）         | 46 回         | 51 回      |

成果指標の推移



資料：産業振興課



## (2) 中小企業の経営基盤の強化 主担当課：産業振興課

### ①情報収集と相談機能の充実

- 事業者が本市で事業活動するメリットや魅力について情報を収集、発掘するほか、商工会や金融機関などと連携し、市内で継続して事業活動ができるよう、情報提供や相談体制の充実に努めます。

### ②人材育成と組織強化の支援

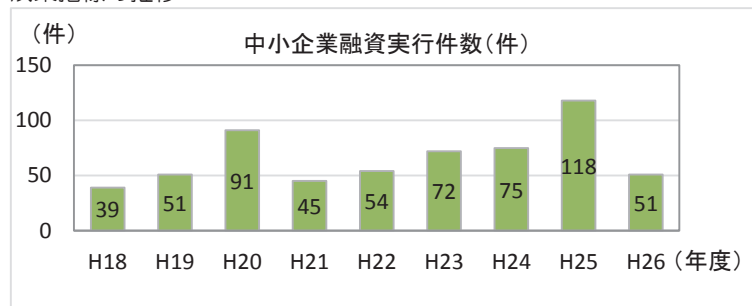
- 商工会や金融機関などと連携し、市内で継続して事業活動ができるよう、後継者や若手経営者の育成を支援します。また、地域経済の振興のため、市内事業者の商工会への加入の促進を支援します。

### ③経営への支援

- 経営の安定を支援するため、中小企業融資制度の利用促進や同制度利用者に対する利子補給補助金を交付します。また、市や商工会、金融機関などが連携した経営支援サービスの実施を検討します。

| 指標               | 中小企業融資実行件数 |           |
|------------------|------------|-----------|
| 市中小企業融資の実行件数     |            |           |
| 現状値（年度）          | H32 年度目標値  | H37 年度目標値 |
| 51 件<br>(H26 年度) | 57 件       | 62 件      |

成果指標の推移



資料：産業振興課

## (3) 都市農業の振興 主担当課：産業振興課

### ①都市農業の振興

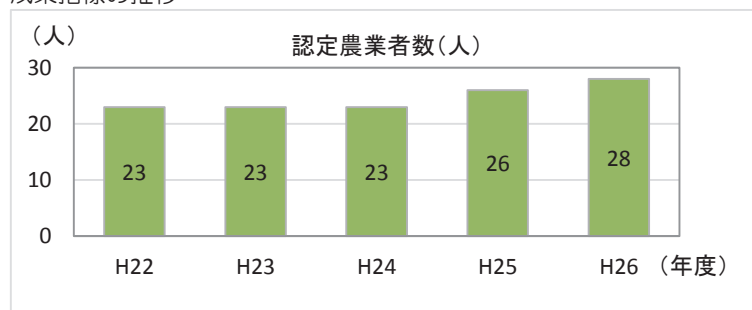
- 農業生産の安定化・効率化に向けた支援、農業を支える担い手の支援、農業に親しむ取組の推進、地産地消<sup>※</sup>の推進をします。

### ②農地の保全

- 農業生産の基盤となる農地の貸し借りを促進し、農地を集約化するとともに、農地を保全するなど、農地の有効利用を促進します。

| 指標                                                                | 認定農業者※数   |           |
|-------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業を目指すため作成する「農業経営改善計画」を市町村に提出して認定を受けた農業者 |           |           |
| 現状値（年度）                                                           | H32 年度目標値 | H37 年度目標値 |
| 28 人<br>(H26 年度)                                                  | 34 人      | 39 人      |

成果指標の推移



注：累計値を記載、平成 22 年 4 月 28 日認定開始

資料：産業振興課



北朝霞どんぶり王選手権



ニンジン掘り

## 8 勤労者支援

(1) 勤労者支援の充実

(2) 雇用の促進

### 現状と課題

- 雇用形態が多様化する中において、勤労者支援の充実のほか、就職支援や地域における雇用の確保について、産業育成や福祉分野と連携して取り組んでいく必要があります。
- 相談できる整備体制や就職希望者に対する支援、地域における雇用の確保などは、地域経済の安定、活性化に対して必要であると考えます。
- 労働関係法令の内容を効果的に周知啓発するとともに、市民が気軽に相談できる機会を提供する必要があります。
- 市内の経営者に対して、労働関係法令遵守の重要性を啓発することは、市内事業所の労働環境の改善につながり、地域における雇用の確保が図られるものと考えられるので、効果のある啓発を検討する必要があります。
- 地域における雇用の確保について、関係機関と連携し推進していく必要があります。

### 目指す姿

勤労者である市民が身近な場所で相談を受けられ、労働関係法令を遵守した環境で働けるまちを目指します。

市内事業者が地域から人材を雇用できるとともに、就職を希望する市民がきめ細かな支援を受けられるまちを目指します。

## 具体的な施策

### (1) 勤労者支援の充実 主担当課：産業振興課

#### ①労働相談の充実

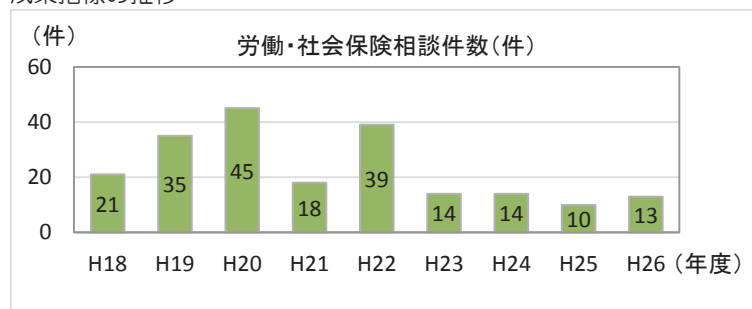
- 労働や雇用問題、社会保険などについて、社会保険労務士が相談を受ける「労働・社会保険相談」を実施します。
- 国や県の労働関係機関と連携し、各機関が実施している各種相談の周知に努めます。

#### ②労働関係法令の啓発

- どのような雇用形態であっても、市民が労働関係法令を遵守した環境のもとで働くことができるよう、関係機関と連携し、市民及び経営者に対して労働関係法令の内容や相談事業の周知に努めます。

| 指標             | 労働・社会保険相談件数                                |          |
|----------------|--------------------------------------------|----------|
|                | 毎月1回第3土曜日午後1時～4時、年間12回実施している労働・社会保険相談の相談件数 |          |
| 現状値（年度）        | H32年度目標値                                   | H37年度目標値 |
| 13件<br>(H26年度) | 23件                                        | 28件      |

成果指標の推移



資料：産業振興課

### (2) 雇用の促進 主担当課：産業振興課

#### ①雇用の促進

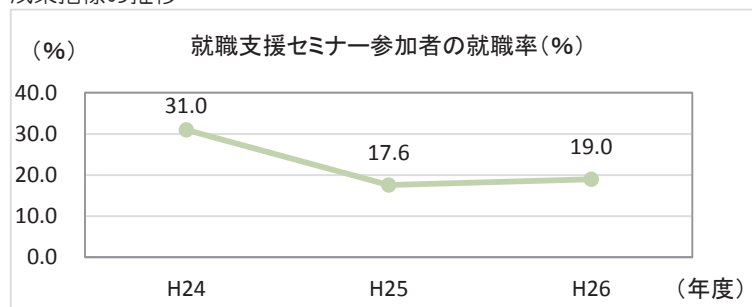
- 朝霞地区雇用対策協議会や埼玉県雇用開発協会などの関係機関と連携し、合同就職面接会の開催などを通じて、地域での雇用の促進に努めます。

#### ②就職希望者に対する支援の充実

- 就職支援セミナーや就職支援相談の実施を通じて、就職を希望する方に対して、きめ細かな支援を実施します。

| 指標               | 就職支援セミナー参加者の就職率                            |          |
|------------------|--------------------------------------------|----------|
|                  | セミナー参加者に対し、セミナー後3～4か月にその後の就職活動状況のアンケート調査結果 |          |
| 現状値（年度）          | H32年度目標値                                   | H37年度目標値 |
| 19.0%<br>(H26年度) | 24.0%                                      | 29.0%    |

成果指標の推移



注：平成23年度以前はデータなし

資料：産業振興課



## 9 シティ・セールス 朝霞ブランド

- (1) シティ・セールス朝霞ブランド※の育成
- (2) シティ・プロモーションの展開

### 現状と課題

- 従来の「朝霞ブランド」は、平成 18（2006）年度から平成 22（2010）年度にかけて 18 品目の商品が認定され、これらの認定商品は「朝霞産の商品」として市民の間に定着し、カタログの配布や市内行事におけるPR活動のほか、事業者自身によるPRにより、本市のPRに一定の成果があったものと考えます。
- 本市では、平成 23（2011）年度に、第4次行政改革実施計画の取組項目に「シティ・セールス※（広報戦略）の研究と朝霞ブランドの充実」が位置付けられ、庁内関係部署で研究を行った。結果、朝霞ブランド事業を広報戦略の「核」と位置付け、「朝霞の魅力」「朝霞らしさ」を広く市の内外に発信する「シティ・セールス※」の一環として、朝霞ブランド事業を実施することとし、平成 25（2013）年度に「シティ・セールス朝霞ブランド※検討委員会」を設置し、新たな朝霞ブランドの選定及び事業展開の検討を進め、同委員会から提言が市に提出されました。
- 平成 26（2014）年4月、本市の誇れる歴史、文化、景観、行事、産品などの地域資源を市の内外に周知することにより、市のイメージ向上及び郷土意識の醸成を計ることを目的として、5つの地域資源を「シティ・セールス朝霞ブランド※」に認定しました。
- 今後、シティ・セールス※の一環として同ブランドをどのように活用していくのか、引き続き検討していくほか、まだ知られていない地域資源の情報収集を行う必要があります。

### 目指す姿

「シティ・セールス朝霞ブランド※」に認定された地域資源を市の内外に周知することにより、市のイメージが向上し、郷土意識が醸成されているまちを目指します。



彩夏祭 打ち上げ花火

## 具体的な施策

### (1) シティ・セールス朝霞ブランド※の育成 主担当課：産業振興課

#### ①シティ・セールス朝霞ブランド※の育成

- シティ・セールス※の一環として、カタログの作成及び配布を通じて、「シティ・セールス朝霞ブランド※」に認定した地域資源の市内外への周知を図るほか、市のイメージ向上及び郷土意識の醸成のため、ブランドを活用した事業展開を図ります。

| 指標                                                                                                  | シティ・セールス朝霞ブランド※認定数 |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------|
| シティ・セールス朝霞ブランド※の認定期間は 3 年間となっており、認定の更新やブランドを追加する場合は、検討委員会による検討を実施し、検討結果の提言を受けた後、認定を更新又は追加することとしている。 |                    |           |
| 現状値（年度）                                                                                             | H32 年度目標値          | H37 年度目標値 |
| 5 点<br>(H26 年度)                                                                                     | 7 点                | 8 点       |

注：従来の「朝霞ブランド」は、H18 年度～H22 年度に 18 品目の「商品」として認定していたため、過去のデータを掲載していない。

資料：産業振興課

#### ②地域資源の発掘・創出

- 「シティ・セールス朝霞ブランド※」に認定できるような地域資源を発掘するほか、新たな地域資源を創出し、シティ・セールス※の一環として活用を図ります。

### (2) シティ・プロモーションの展開 主担当課：政策企画課

#### ①朝霞市とその魅力を PR するシティ・プロモーションの展開

- 平成 29（2017）年の市制施行 50 周年や平成 32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、市内外に広く本市とその魅力を効果的に発信するシティ・プロモーションを展開します。



朝霞アートマルシェ